

令和2年7月20日

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費 の補正の試行について（お知らせ）

岡山市財政局財務部監理検査課

令和元年7月1日付け掲載していましたが『熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について』について、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防対策として、当面の間、下記のとおり真夏日の定義を改定しますのでお知らせします。

記

1 改定箇所

令和2年7月1日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事
について、真夏日の温度を30℃から28℃に変更

※暑さ指数（WBGT）を用いる場合は、変更ありません。

2 対象工事等

（1）対象となる工事

小規模工事を除く主たる工種が屋外作業である全ての工事を対象

（2）対象となる地域

全ての地域

（3）対象となる積算基準

土木工事標準積算基準

機械設備積算基準

港湾請負工事積算基準

土地改良工事積算基準

漁港漁場関係工事積算基準

3 補正方法等

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算します。

なお、補正は精算時に設計変更を行います。

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数) + 補正值※1 (%))

補正值 (%) = 真夏日率 × 1.2

真夏日率 = 工期期間中の真夏日※2 ÷ 工期※3

※1 補正值：「緊急工事の場合」の補正と重複する場合には最高 2%とします。

【積算基準書 I-2-28 (3) 現場管理費率の補正参照】

※2 真夏日：

●日最高気温 30 度以上の日（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。）

●**新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事**

(暑さ指数 (WBGT) を用いる場合は、変更ありません。)

・令和 2 年 7 月 1 日以降⇒日最高気温が 28 度以上の日（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 28 度以上の場合とする。）

・令和 2 年 6 月 30 日以前⇒日最高気温が 30 度以上の日（夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。）

気温の計測については、「気象庁の地上気象観測所の気温」または「環境省が公表している観測地点の暑さ指数（以下 WBGT と言う。）」を用いることを標準とします。

※3 工期：夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間を除きます。

熱中症の対策については、厚生労働省の「STOP！熱中症クールワークキャンペーンリーフレット」を参照ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>

4 適用

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を行った工事のうち、受注者が希望するものを対象とします。

真夏日の温度を 30 度から 28 度に変更の対象とする工事は、令和 2 年 7 月 1 日以降に新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施した工事（平成 31 年 4 月 1 日以降契約済む）で受注者が希望するものを対象とします。

希望する場合、監督員に協議をお願いします。

5 担当

財政局財務部監理検査課 技術監理担当 TEL086-803-1368